
電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則の改正により

平成 22 年 4 月 1 日から電気通信主任技術者資格者証及び工事担任者資格者証並びに交付申請手続きが変わりました。

○ 資格者証が変わりました。

電気通信主任技術者資格者証及び工事担任者資格者証がプラスチックカードになりました。

平成 22 年 4 月 1 日以降に発給する電気通信主任技術者資格者証及び工事担任者資格者証は、原則、運転免許証やクレジットカードと同じ大きさのプラスチックカードに変更されました。

電気通信主任技術者資格者証に顔写真を表示することになりました。

【注意】

現在お持ちの資格者証は、引き続き有効です。

○ 申請手続きが変わりました。

氏名及び生年月日を証する書類の添付を省略できる要件に、他の資格者証等の番号を記載した場合が追加になりました。

電気通信主任技術者資格者証の交付申請書に、顔写真の貼付が必要になりました。

・平成 22 年 4 月 1 日以降、交付申請書の様式が変更になりました。また、電気通信主任技術者資格者証に顔写真を表示することになりましたので、電気通信主任技術者資格者証交付申請書に顔写真の貼付が必要です。

・氏名及び生年月日を証する書類(例えば住民票の写し、個人事項証明書(戸籍抄本)等)の添付を省略できる要件に、従来の住民票コードのほか、現在お持ちの電気通信主任技術者資格者証、工事担任者資格者証及び無線従事者免許証の番号を記載した場合も、添付を省略できるようになりました。

【注意】

改正前の交付申請書では、平成 22 年 4 月 1 日以降、申請できません。

氏名変更による資格者証の訂正は再交付申請になりました。

プラスチックカード化に伴い、これまで行ってきた氏名変更による訂正申請の手続が無くなり、氏名が変更になった場合でも再交付の申請を行っていただくことになりました。ただし、本改正前である平成 22 年 4 月 1 日前に交付された資格者証をお持ちの場合には、改正前の規定により、原則 1 回に限り資格者証の訂正申請を行うことができます(資格者証を返納することが必要。また手数料は不要)。